

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年5月15日
<b>【発行者名】</b>	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 ロバート・モレース
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
<b>【事務連絡者氏名】</b>	谷下 明芳
<b>【電話番号】</b>	03-6377-2934
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券に係るファンドの 名称】</b>	ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・ 為替ヘッジあり（SMA専用）
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券の金額】</b>	継続申込期間（平成24年11月16日から平成25年11月15日 まで）：1,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

半期報告書の提出に伴い、平成24年11月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、また、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

**【訂正の内容】**

下線部\_\_は訂正部分を示します。

**第二部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】****<訂正前>**

(略)

**基本的性格**

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

(略)

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

**ファンドの特色**

(略)

**<ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの主な投資制限>**

(略)

上記の投資対象は2012年9月末現在のものであり、市況動向等によって変更することがあります。

(以下略)

**<訂正後>**

(略)

**基本的性格**

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

(略)

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

**ファンドの特色**

(略)

**<ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの主な投資制限>**

(略)

上記の投資対象は2013年3月末現在のものであり、市況動向等によって変更することがあります。

(以下略)

**(3)【ファンドの仕組み】****<訂正前>**

(略)

**c. 委託会社の概況（平成24年9月末現在）**

資本金 4億5,000万円

(略)

**大株主の状況**

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン 1	<u>9,000株</u>	100%

## &lt;訂正後&gt;

(略)

## c. 委託会社の概況(平成25年3月末現在)

資本金 1億円

(略)

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン 1	<u>19,000株</u>	100%

## 2【投資方針】

### (3)【運用体制】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

#### <訂正・更新後>

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

委託会社の運用体制

- ・運用部門（7名）  
マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- ・トレーディング部門（2名）  
運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（9名）  
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（8名）  
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（6名）  
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成25年3月末現在）

<p><b>BNPパリバグループ</b></p> <p>BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界約80ヶ国におよそ20万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州-地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実に拡大を続けています。</p> <p>日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。</p> <p>BNPパリバ インベストメント・パートナーズ</p> <p>BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。</p> <p>800人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。</p>
--

## 3【投資リスク】

### b. リスクの管理体制

## &lt;訂正前&gt;

(略)

上記の内容は平成24年9月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

(略)

上記の内容は平成25年3月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

## &lt;訂正・更新後&gt;

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成25年3月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

## 個人の受益者に対する課税

## 収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
10.147% (所得税7.147%、地方税3%)	20.315% (所得税15.315%、地方税5%)	20% (所得税15%、地方税5%)

\* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

\* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

## 一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
10.147% (所得税7.147%、地方税3%)	20.315% (所得税15.315%、地方税5%)	20% (所得税15%、地方税5%)

\* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。

\* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

配当控除の適用はありません。

## 法人の受益者に対する課税

## 収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

## 一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。  
受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

## &lt; 個別元本について &gt;

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

## &lt; 収益分配金の課税について &gt;

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

買取につきましては、販売会社にお問合わせください。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

## &lt; 訂正・更新後 &gt;

## (1)【投資状況】

平成25年3月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	14,711,660,056	96.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		527,338,917	3.46
合計（純資産総額）		15,238,998,973	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（参考情報：ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの投資状況）

平成25年3月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	11,540,757,369	62.92
投資証券	アメリカ	5,601,363	0.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,794,816,119	37.05
合計（純資産総額）		18,341,174,851	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

当ファンドは、平成25年3月末現在、株価指数先物取引を行っており、買建ての評価額は8,227,295,346円（投資比率44.86％）、売建ての評価額は1,045,590,534円（投資比率5.70％）です。また、債券先物取引を売建てしており、その評価額は397,220,190円（投資比率2.17％）です。

## （2）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位銘柄）

平成25年3月末現在

国/地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	ヘッジファンド・リターン・ ターゲットマザーファンド	12,316,165,807	1.0212 12,577,944,868	1.1945 14,711,660,056	96.54

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成25年3月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	96.54

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報：ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位銘柄）

平成25年3月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	口数/額面	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	利率/ 償還日	投資 比率 （％）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	米ドル	67,500,000.00	67,437,853.23	67,437,853.23	6,342,530,096	0.00 2013/10/17	34.58
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	米ドル	55,300,000.00	55,270,890.73	55,270,890.73	5,198,227,273	0.00 2013/07/25	28.34
3	アメリカ	投資証券	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	米ドル	507	59,947.68	59,557.29	5,601,363	-	0.03

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成25年3月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
国債証券	外国	62.92
投資証券	外国	0.03

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

平成25年3月末現在

種類	取引所等 および資産の名称	買建/ 売建	通貨	数量 (枚)	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	NYSE LIFFE-U.S. mini MSCI Emerging Markets(EM) Index Futures	買建	米ドル	397	20,854,410.00	20,393,890.00	1,918,045,354	10.46
株価指数 先物取引	Chicago Mercantile Excha nge S&P 500 Future	買建	米ドル	36	13,953,600.00	14,064,300.00	1,322,747,415	7.21
株価指数 先物取引	ICE Futures US Indices RUSSELL 2000 Mini Index Futures	買建	米ドル	62	5,816,530.00	5,883,180.00	553,313,079	3.02
株価指数 先物取引	Eurex Germany Stock Index Future	買建	ユーロ	70	13,984,250.00	13,650,875.00	1,648,070,138	8.99
株価指数 先物取引	NYSE LIFFE-London FTSE 100 Index Futures	売建	英 ポンド	115	7,383,575.00	7,303,650.00	1,045,590,534	5.70
株価指数 先物取引	Eurex Swiss Market Index Future	買建	スイス フラン	365	27,900,600.00	28,075,800.00	2,785,119,360	15.19
債券先物 取引	Chicago Board of Trade 10-Year US Treasury Note	売建	米ドル	32	4,209,000.00	4,223,500.16	397,220,190	2.17

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（注3）時価の算定方法

先物取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- ・このような時価が発表されていない場合には、基準日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

#### （3）【運用実績】

##### 【純資産の推移】

平成24年3月末から平成25年3月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成22年8月16日）	1,520	1,520	9,675	9,675
第2期	（平成23年8月15日）	2,324	2,324	9,421	9,421
第3期	（平成24年8月15日）	2,875	2,875	9,797	9,797
第4期中間計算期間	（平成25年2月15日）	14,132	-	9,788	-
	平成24年3月末日	1,901	-	9,854	-
	平成24年4月末日	2,011	-	9,841	-
	平成24年5月末日	1,977	-	9,563	-
	平成24年6月末日	1,994	-	9,558	-
	平成24年7月末日	2,815	-	9,753	-
	平成24年8月末日	2,911	-	9,720	-
	平成24年9月末日	3,018	-	9,857	-
	平成24年10月末日	15,620	-	9,802	-
	平成24年11月末日	16,539	-	9,815	-
	平成24年12月末日	12,912	-	9,853	-



年月日	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成25年1月末日	13,934	-	9,838	-
平成25年2月末日	14,409	-	9,745	-
平成25年3月末日	15,238	-	9,816	-

(注)上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-

#### 【収益率の推移】

		収益率(%)
第1期	(平成22年8月16日)	3.3
第2期	(平成23年8月15日)	2.6
第3期	(平成24年8月15日)	4.0
第4期中間計算期間	(平成25年2月15日)	0.1

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

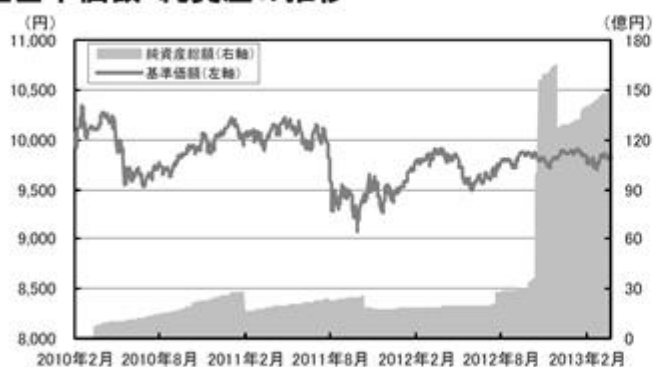
#### (4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成22年2月5日)から第4期中間計算期間末(平成25年2月15日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,602,692,292	31,373,864
第2期	2,502,362,519	1,606,641,852
第3期	1,836,571,087	1,368,833,461
第4期中間計算期間	17,391,658,415	5,887,974,475

#### <参考情報> 運用実績(2013年3月29日現在)

##### ■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	9,816 円
純資産総額	152.3 億円

※基準価額は1万口当たり

##### ■分配の推移

2010年8月	0 円
2011年8月	0 円
2012年8月	0 円
設定来累計	0 円

※1万口当たり(税引前)

## ■主要な資産の状況

### 《投資状況》

資産の種類	純資産比率(%)
ヘッジファンド・リターン・ターゲット マザーファンド受益証券	96.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	3.46
合計	100.00

### 《投資状況(マザーファンド)》

資産の種類	純資産比率(%)
国債証券	62.92
投資証券	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	37.05
合計	100.00

### 《組入銘柄(マザーファンド)》

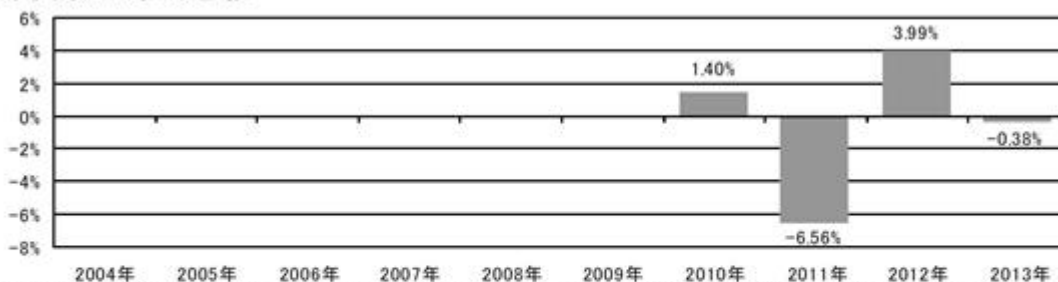
順位	国/地域	種類	銘柄名	純資産比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL 20131017	34.58
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL 20130725	28.34
3	アメリカ	投資証券	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	0.03

種類	取引所等及び資産の名称	買建/売建	純資産比率(%)
株価指数先物取引	NYSE LIFFE-U.S.mini MSCI Emerging Markets(EM) Index Futures	買建	10.46
株価指数先物取引	Chicago Mercantile Exchange S&P 500 Future	買建	7.21
株価指数先物取引	ICE Futures US Indices RUSSELL 2000 Mini Index Futures	買建	3.02
株価指数先物取引	Eurex Germany Stock Index Future	買建	8.99
株価指数先物取引	NYSE LIFFE-London FTSE 100 Index Futures	売建	5.70
株価指数先物取引	Eurex Swiss Market Index Future	買建	15.19
債券先物取引	Chicago Board of Trade 10-Year US Treasury Note	売建	2.17

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

## ■年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2010年は設定日(2010年2月5日)から年末までの収益率、2013年は年初から3月末までの収益率です。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
\*最新の運用実績は、販売会社へお問い合わせください。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

##### <訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産の円換算及び外国為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（以下略）

##### <訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産の円換算及び外国為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（以下略）

#### (5)【その他】

## ( ) 公告

## &lt; 訂正前 &gt;

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成25年5月2日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## &lt; 訂正後 &gt;

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきまして、「1 財務諸表」の後に、以下の中間財務諸表を追加・更新します。

## &lt; 追加・更新後 &gt;

## 中間財務諸表

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成24年8月16日から平成25年2月15日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

【ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第4期中間計算期間末 (平成25年2月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		145,474,216
親投資信託受益証券		13,930,633,544
派生商品評価勘定		188,388,306
未収入金		10,000,000
未収利息		199
流動資産合計		14,274,496,265
<b>資産合計</b>		<b>14,274,496,265</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		76,389,766
未払受託者報酬		3,795,913
未払委託者報酬		59,649,922
その他未払費用		1,890,000
流動負債合計		141,725,601
<b>負債合計</b>		<b>141,725,601</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1, 2	14,438,460,661
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3	305,689,997
（分配準備積立金）		2,117,584
元本等合計		14,132,770,664
<b>純資産合計</b>		<b>14,132,770,664</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>14,274,496,265</b>

## （ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 4 期中間計算期間 自 平成24年 8 月16日 至 平成25年 2 月15日
<b>営業収益</b>	
受取利息	86,199
有価証券売買等損益	2,175,257,455
為替差損益	2,204,064,866
<b>営業収益合計</b>	<b>28,721,212</b>
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	3,795,913
委託者報酬	59,649,922
その他費用	1,890,000
<b>営業費用合計</b>	<b>65,335,835</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>94,057,047</b>
経常利益又は経常損失（ ）	94,057,047
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>94,057,047</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,280,458
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>59,604,485</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,456,590
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	93,456,590
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>259,765,513</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	259,765,513
分配金	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>305,689,997</b>

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第4期中間計算期間末 (平成25年2月15日現在)	
1 期首元本額	2,934,776,721円
期中追加設定元本額	17,391,658,415円
期中解約元本額	5,887,974,475円
2 中間計算期間末における受益権の総数	14,438,460,661口
3 元本の欠損	
中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、305,689,997円であります。	

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第4期中間計算期間末 (平成25年2月15日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。  (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
通貨関連

(単位：円)

第4期中間計算期間末（平成25年2月15日現在）					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 米ドル	14,106,875,106	-	13,918,486,800	188,388,306
売建 合計		14,106,875,106	-	13,918,486,800	188,388,306

## 注) 時価の算定方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3) 換算において円未満の端数は切捨てています。

## (1口当たり情報に関する注記)

第4期中間計算期間末 (平成25年2月15日現在)	
1口当たり純資産額	0.9788円
(1万口当たり純資産額)	9,788円)

（参考）

当ファンドは、「ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（平成25年2月15日現在）
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,197,881,314
国債証券		10,251,813,936
投資証券		198,340,145
派生商品評価勘定		163,180,298
未収入金		150,476,800
未収利息		4,380
差入委託証拠金		3,350,280,444
流動資産合計		17,311,977,317
資産合計		17,311,977,317
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		66,707,449
未払金		66,412,825
未払解約金		40,000,000
流動負債合計		173,120,274
負債合計		173,120,274
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	14,579,069,494
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		2,559,787,549
元本等合計		17,138,857,043
純資産合計		17,138,857,043
負債純資産合計		17,311,977,317



## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

（平成25年2月15日現在）	
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,641,363,310円
同期中における追加設定元本額	17,234,965,214円
同期中における解約元本額	8,297,259,030円
同中間期末における元本の内訳	
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）	11,849,807,370円
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	2,729,262,124円
	14,579,069,494円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末における受益権の総数	14,579,069,494口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

（平成25年2月15日現在）	
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

(平成25年2月15日現在)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建				
	FTSE 100 Index Futures	776,588,563	-	808,770,127	32,181,564
	売建 合計	776,588,563	-	808,770,127	32,181,564
	株価指数先物取引 買建				
	mini MSCI Emerging Markets(EM) Index Futures	1,389,131,243	-	1,422,892,542	33,761,299
	RUSSELL 2000 Mini Index Futures	1,391,531,213	-	1,404,716,170	13,184,957
	S&P 500 Future	199,001,302	-	211,716,862	12,715,560
	Germany Stock Index Future	1,832,151,041	-	1,824,026,733	8,124,308
	Swiss Market Index Future	2,662,064,067	-	2,764,357,172	102,293,105
	買建 合計	7,473,878,866	-	7,627,709,479	153,830,613

注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

債券関連

(単位：円)

(平成25年2月15日現在)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 売建				
	10-Year US Treasury Note	916,828,336	-	917,155,078	326,742
	売建 合計	916,828,336	-	917,155,078	326,742

注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

## 通貨関連

（単位：円）

（平成25年2月15日現在）					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	カナダドル	225,536,532	-	224,317,860	1,218,672
	ユーロ	1,387,061,082	-	1,369,291,840	17,769,242
	英ポンド	334,520,181	-	327,433,260	7,086,921
	スウェーデンクローネ	104,192,173	-	104,543,970	351,797
	買建 合計	2,051,309,968	-	2,025,586,930	25,723,038
	為替予約取引 売建				
	米ドル	75,159,680	-	74,336,000	823,680
	スイスフラン	4,083,100	-	4,033,200	49,900
	売建 合計	79,242,780	-	78,369,200	873,580

## 注）時価等の算定方法

(1)本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、以下の方法によっています。

- ・同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2)同中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3)換算において円未満の端数は切り捨てています。

## （1口当たり情報に関する注記）

（平成25年2月15日現在）	
1口当たり純資産額	1.1756円
（1万口当たり純資産額）	11,756円）

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

## &lt;訂正・更新後&gt;

## 【純資産額計算書】

平成25年3月29日

資産総額	30,380,553,619	円
負債総額	15,141,554,646	円
純資産総額（ - ）	15,238,998,973	円
発行済数量	15,524,493,402	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9816	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### <訂正前>

###### a. 資本金の額（平成24年9月末現在）

資本金 4億5,000万円  
 発行株式総数 50,000株  
 発行済株式総数 9,000株  
 株式 記名式・額面 100,000円

（最近5年間における資本金の額の増減）  
 平成21年6月30日に4億5,000万円の増資  
 平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

###### b. 委託会社等の機構（平成24年9月末現在）

（以下略）

###### <訂正後>

###### a. 資本金の額（平成25年3月末現在）

資本金の額 1億円  
 発行株式総数 50,000株  
 発行済株式総数 19,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）  
 平成21年6月30日に4億5,000万円の増資  
 平成22年2月5日に4億5,000万円の減資  
平成25年3月18日に2億5,000万円の増資  
平成25年3月21日に6億円の減資

###### b. 委託会社等の機構（平成25年3月末現在）

（以下略）

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

###### <訂正・更新後>

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成25年3月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	58	2,088
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	22	439
単位型公社債投資信託	20	439
合計	100	2,967

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

##### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、該当部分を以下内容に更新・訂正するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

###### <更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。第15期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)に係る中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

期別		第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
流動資産			千円
預金			669,900
前払費用			11,720
未収委託者報酬			501,477
未収運用受託報酬			191,022
未収投資助言報酬			137,390
未収収益			741,181
立替金			11,528
1年以内回収予定差入保証金			223,121
その他			2,597
流動資産計			2,489,940
固定資産			
有形固定資産	* 1		
建物			134,254
器具備品			1,707
有形固定資産計			135,961
無形固定資産			
ソフトウェア			1,694
のれん			95,857
無形固定資産計			97,551
投資その他の資産			
長期差入保証金			17,635
その他			6,000
投資その他の資産計			23,635
固定資産計			257,149
資産合計			2,747,089

期別		第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
流動負債			千円
預り金			53,434
未払金			674,896
未払手数料		288,378	
未払委託調査費		162,659	
その他未払金		223,858	
未払費用			576,579
未払法人税等			8,932
未払消費税等	* 2		1,461
賞与引当金			159,435
役員賞与引当金			23,325
1年以内返済予定預り敷金保証金			217,532
流動負債計			1,715,598
固定負債			
退職給付引当金			380,491
役員退職慰労引当金			145,979
資産除去債務			52,538
繰延税金負債			17,302
固定負債計			596,312
負債合計			2,311,910
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867	
資本剰余金合計			1,915,644
利益剰余金			
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		2,005,965	
利益剰余金合計			1,930,465
株主資本合計			435,178
純資産合計			435,178
負債・純資産合計			2,747,089



## ( 2 ) 中間損益計算書

期別		第15期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,018,425
運用受託報酬			293,049
投資助言報酬			95,846
その他営業収益			489,340
営業収益計			1,896,661
営業費用			
支払手数料			526,207
広告宣伝費			6,129
調査費			238,598
調査研究費		35,029	
委託調査費		203,569	
委託計算費			102,249
営業雑経費			24,519
印刷費		21,481	
協会費		3,038	
営業費用計			897,704
一般管理費			
給料			632,648
役員報酬		47,322	
給料・手当		585,325	
業務委託費			213,986
交際費			651
旅費交通費			19,764
租税公課			9,081
不動産賃借料			135,317
賞与引当金繰入額			99,789
役員賞与引当金繰入額			13,625
退職給付費用			47,793
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	* 1		5,687
のれん償却費			52,285
諸経費			167,749
一般管理費計			1,399,831
営業損失			400,873
営業外収益			
受取利息			1
雑益			3,533
営業外収益計			3,535
営業外費用			
支払利息			385
為替差損			59,663
雑損失			433
営業外費用計			60,481
経常損失			457,820
特別損失			
割増退職金			92,168
特別損失計			92,168
税引前中間純損失			549,988
法人税、住民税及び事業税			1,900

期別		第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
法人税等調整額			1,149
法人税等合計			750
中間純損失			550,739

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位 : 千円 )

第15期中間会計期間 ( 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日 )		
<b>株主資本</b>		
資本金	当期首残高	450,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	450,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	1,915,644
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	75,500
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,455,226
	当中間期変動額	中間純損失 550,739
		当中間期変動額合計 550,739
	当中間期末残高	2,005,965
利益剰余金合計	当期首残高	1,379,726
	当中間期変動額	550,739
	当中間期末残高	1,930,465
株主資本合計	当期首残高	985,918
	当中間期変動額	550,739
	当中間期末残高	435,178
純資産合計	当期首残高	985,918
	当中間期変動額	550,739
	当中間期末残高	435,178

## 重要な会計方針

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期末 (平成24年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	14,905千円
器具備品	6,914千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,295千円
無形固定資産	391千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	9,000	-	-	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。
2. オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)
1年内 228,863 千円
<u>1年超 11,483 千円</u>
合 計 240,347 千円
(貸主側)
1年内 96,797 千円
<u>1年超 - 千円</u>
合 計 96,797 千円

(金融商品関係)

第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)			
科目	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	669,900	669,900	-
未収委託者報酬	501,477	501,477	-
未収運用受託報酬	191,022	191,022	-
未収投資助言報酬	137,390	137,390	-
未収収益	741,181	741,181	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	-
資産計	2,464,093	2,464,093	-
未払手数料	288,378	288,378	-
未払委託調査費	162,659	162,659	-
その他未払金	223,858	223,858	-
未払費用	576,579	576,579	-
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	-
負債計	1,469,008	1,469,008	-
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3)1年以内回収予定差入保証金 これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4)未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5)その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

## (有価証券関係)

第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。

## (デリバティブ取引関係)

第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

第15期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	52,153千円
時の経過による調整額	385千円
当中間会計期間末残高	52,538千円



## (セグメント情報等)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,018,425	388,896	489,340	1,896,661
2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 (単位：千円)				
日 本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,303,349	146,655	246,357	200,298	1,896,661
(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基 に記載しております。				
(2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ ファンド(株式型)	226,618	なし		
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・オランダ	246,357	なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

## (1株当たり情報)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	48,353円
1株当たり中間純損失	61,193円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	550,739千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	550,739千円
期中平均株式数	普通株式 9,000株
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。</p>	

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年4月3日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）の平成24年8月16日から平成25年2月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）の平成25年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年8月16日から平成25年2月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月14日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。